

安全報告書

運輸安全マネジメントの取り組み

富士急湘南バス株式会社は、輸送の安全を確保するために、下記に示す富士急グループの安全方針に則り、以下のとおり全社員一丸となって取り組んでおります。

1. 安全方針

- (1) 安全は全てに優先
安全が全てに優先します。お客様の安全が阻害されないよう120%の安全確保に努めます。
- (2) 法令及び諸規則の順守
法令及び諸規則の順守はもとより良識を持って誠実に行動します。
- (3) 常に安全の維持・向上
常に安全を維持向上させるため必要なチャレンジを惜しみません。
- (4) 自ら考える組織
自ら考え、問題意識を持ち問題を発見し解決し、成長発展することで安全確保に全員で取り組みます。

2. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 経営幹部は、輸送の安全確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 経営幹部は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえ、従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関するP（計画）、D（実行）、C（チェック）、A（改善）の全マネジメントサイクルを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行、絶えず安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報を積極的に公表いたします。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 危険を寄せ付けない確実な視差呼称の実施 「目と指と声と心で」。
 - ・ 確実な視差呼称を徹底し、発車時・走行時の危険を回避するとともに、常に周囲を注視し事故を起こさない強い意志を育成する。
- (2) 安心安全のため基本運転の励行。
 - ・ 緩やかな発進と停止。
 - ・ 十分な車間距離。
 - ・ 左折時横断歩道前一時停止。
 - ・ 右折時の再徐行。
- (3) 乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築。
 - ・ ドライブレコーダー活用による情報共有や指導、また危険予知トレーニングの実施による運転士の危険回避意識を造成する。
- (4) 運行管理者の知識と資質の向上。
 - ・ 安全に対する取組みに、絶え間ない工夫と妥協のない指導を継続的に実施する。
- (5) 職場の健康管理・労務管理の徹底。
- (6) 安全装備の活用と研究・開発の推進。
- (7) 危機管理体制の強化。
- (8) 外国人に対する安全対策の強化。

4. 事故統計（令和元年度 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故）

人身事故 0 件

車内事故 0 件

※ 自動車事故報告規則第 2 条の事故（概要）

◇ 死者又は重傷者を発生させた事故

- 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの。
- 14 日以上病院に入院することを要する傷害を受けたもの。

◇ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により 11 日以上医師の治療を要する傷害。

5. 令和元年度の輸送の安全に関する目標に対する達成状況

目標	実績
重大責任事故 0 件	実績 0 件
責任事故 2 件	実績 6 件（平成 30 年度 6 件）
車内事故 0 件	実績 0 件

責任事故を平成 28 年度比で半減するとの目標を設定し、全社を挙げて様々な事故防止活動に取り組みましたが、結果前年度比＋1 件となってしまいました。

平成 31 年度は、あらためて「責任事故前年比半減以下」を目標として設定し、その達

成に向けて引き続き様々な事故防止活動に精力的に取り組んで参ります。

また、平成26年度に全車両装着したドライブレコーダーを、社員教育及び事故分析に活用することで事故防止に役立てて参ります。

6. 令和2年度年度の輸送の安全に関する目標

重大責任事故	0件
有責事故	3件（令和元年度6件の半減以下）
車内事故	0件
苦情	0件

7. 令和2年度の輸送の安全に関する計画

（1）教育計画

- 乗務員に対しては年間教育計画に基づき教育を実施します。
- ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用した教育を実施します。
- バスターミナルでの街頭指導及び添乗指導を実施します。
- 責任事故が発生した場合は事例毎に事故分析を行い、発生原因を究明して再発防止策を講じます。
- 経営責任者は定期的に乗務員等と直接対話を行う懇談会を実施します。
- 経営責任者及び幹部職員による早朝点呼及び街頭指導を毎月実施します。
- 本社職員及び運行管理部門等に運輸安全管理に関する教育を実施します。

（2）内部監査

① 計画

年1回実施いたします。

② 監査人

富士急行交通事業部安全CS担当 2名

富士急湘南バス 管理課長 1名 計3名

③ 監査目的

- 関係法令や安全管理規程等への適合性のチェック
- 重点施策等の実施状況及び目標の達成状況のチェック
- 達成状況を踏まえた安全の取組みの見直し、改善状況の確認による有効性のチェック

④ 監査結果（指摘事項）

緊急の改善を要する指摘事項はありませんでした。

（3）安全に対する運動

- 春の全国交通安全運動（4月上旬）

- ゴールデンウィークの事故防止運動（4月下旬～5月上旬）
- 夏期輸送、安全・サービス向上運動（7月下旬～8月下旬）
- 秋の全国交通安全運動（9月下旬）
- 年末年始輸送安全総点検（12月上旬～1月上旬）

(ア) 会議など

- ① 毎月1回、安全統括管理者主催の「安全会議」を開催します。
会議メンバーは安全統括管理者、管理部長、現業部門として本社営業所長、運行課長で構成され、当月に発生した事故分析、安全対策、運輸安全マネジメント進捗状況の確認をします。
- ② 定期的に富士急行本社において富士急グループ全体の「安全会議」が開催され、経営幹部による安全対策に関する情報交換や、各種安全対策について協議を行います。
- ③ 定期的に富士急行本社において富士急グループ全体の「統括運行管理者会議」が開催され、事故発生状況や原因の分析、重要なヒヤリ・ハット情報等を共有し、事故の未然防止を図っています。
- ④ 飲酒運転防止
飲酒運転防止のため、画像撮影記録が残り、免許証リーダーと連動するアルコールチェッカーを備え付け、乗務前後のチェックを実施しています。
また、貸切乗務等宿泊先では、携帯電話と連動したシステムでチェックを実施しています。

(イ) 輸送の安全に関する費用支出及び設備投資

- ・令和2年度の「輸送の安全に関する投資」の予算は下記のとおりです。
新型コロナウイルスによる影響により当年は全ての設備投資を見送り。

(4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (ア) 安全統括管理者：畑野政信（営業所長）
- (イ) 安全管理規定：別紙のとおり
- (ウ) 安全管理体制組織図：別紙のとおり
- (エ) 緊急連絡系統図：別紙のとおり

以上